

## 救急医療対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、児童学習航海乗船校在校児童の安全の確保と学校の負担軽減のため、市町教育委員会が、別表に定める事項により児童等への応急手当や早期の医療的ケアを可能とする看護師等を乗船校へ派遣する場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象経費)

第2条 この補助金の交付の対象は、別表に定める事項により児童等への応急手当や早期の医療的ケアを可能とする看護師免許保持者または養護教諭免許状保持者（以下「看護師等」という。）の派遣にかかる人件費とする。

2 交付の対象となる看護師等は、1航海につき1日1人とし2日を上限とする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額の範囲内を交付額とする。なお、算出された交付額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 派遣する看護師等、派遣期間等を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 看護師等の派遣を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

### (交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の提出期日および関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 提出期日 知事が別に定める日
- (2) 関係書類 事業計画書（様式第1号）  
補助金所要額表（様式第2号）  
その他参考となる資料

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、事業計画変更書(様式第3号)および補助金所要額変更表(様式第4号)により知事が定める日までにを行うものとする。

(標準事務処理期間)

第7条 滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)第5条の規定により、第5条または前条の規定による交付申請書が到着してから当該申請に係る補助金交付の決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は30日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書の提出期日および関係書類は、次のとおりとする。

(1)提出期日 事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第4条2号の規定による事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から1月を経過した日)または翌年度の4月10日のいずれか早い日。

(2)関係書類 事業実施結果報告書(様式第5号)  
補助金精算書(様式第6号)

(その他)

第9条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、その都度これを定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

(別表) 第1条、第2条、第3条関係

1. 補助事業の内容	2. 基準額	3. 対象経費
<p>市町教育委員会が児童学習航海(見学乗船は補助対象外)の乗船校へ看護師等を派遣する事業であり、原則として乗船校は次のa～dのすべてを満たしていること</p> <p>a. 児童学習航海が児童の登校する平日に実施されること(補助対象外期間は、土・日・祝日祭日・夏休み期間・冬休み期間)</p> <p>b. 乗船校養護教諭配置総数が当該航海への乗船校数以下であること</p> <p>c. 前記aおよびbにより在校児童への保健機能が失われること</p> <p>d. 看護師が配置されていないこと</p>	<p>1日当たり8,600円とする。</p> <p>ただし、1航海につき1日1人とし2日を上限とする。</p>	<p>左記の事業実施に要する経費のうち、次の経費</p> <p>報酬 報償費</p>